

「第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子」に対する御意見及びこれに対する考え方について

1 「第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子」全般に関する御意見

犯罪被害者等のための損害回復・経済的支援等に関しては、

- 犯罪被害者等のための損害回復・経済的支援は随分と拡充されてきたが、それでもなお、経済的支援による回復を切望する犯罪被害者等からの声を多く聞き及んでいる。犯罪被害者等が被害から回復できるよう、実際のニーズを聞き取り、更なる損害回復・経済的支援を検討していただきたい。

といった御意見がありました。

頂いた御意見は、損害回復・経済的支援等への取組の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。

犯罪被害者等支援の高度化に関しては、

- 政府を挙げて行政・経済社会のデジタル化に取り組んでいるところ、犯罪被害者施策においても、是非ともデジタル化の視点を取り入れていただき、デジタル技術の活用により、被害者支援を更に高度で被害者にとって利便性の高いものにしていただくことを要望する。

といった御意見がありました。

頂いた御意見を踏まえ、「第4次犯罪被害者等基本計画」（以下単に「基本計画」といいます。）では、「はじめに」において、犯罪被害者等のための施策は、デジタル技術その他の新たな手法等も取り入れながら、着実に推進されなければならない旨の記載を盛り込むこととしました。

個々の犯罪被害者等施策の検討期限の設定に関しては、

- 被害者等の要望が強く、必要性が高いと認められる施策については、可能な限り一定の期限を設けて検討してほしい。

といった御意見がありました。

頂いた御意見を踏まえ、基本計画では、一部の施策について、一定の期限を設けて検討することを明記しました。

犯罪被害者等施策の推進体制に関しては、

- 定量的評価を可能な限り白書等で明らかにすることを基本計画に明記し、定量的評価が困難である施策に関しては、困難である理由を明確化するなど、一層の定量的評価の推進に努めるべきである。

といった御意見がありました。

引き続き、犯罪被害者等施策の進捗状況の定量的な把握に努めてまいります。

## 2 「Ⅴ 重点課題に係る具体的施策」に関する御意見

### (1) 「第1 損害回復・経済的支援等への取組」関係

加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施に関しては、

- 加害者に損害賠償責任を果たさせるための制度設計がなされるまでの間は、当該責任が果たされない場合に、提訴に係る弁護士費用を国又は地方公共団体が支援する制度を設けていただきたい。

といった御意見がありました。

頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

犯罪被害給付制度等の運用改善に関しては、

- 性犯罪被害者が、犯罪被害を受けた都道府県以外の都道府県でも給付金を請求できるようにしてほしい。

といった御意見がありました。

引き続き、犯罪被害給付制度や医療費等の公費負担制度について、申請者の便宜に配慮し、その適正な運用に努めてまいります。

カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等に関しては、

- 警察におけるカウンセリングについて、被害者や遺族に対しては初期段階まで必須としてほしい。
- 警察内のカウンセラーの増員や民間機関におけるカウンセリングの実施に対する公費負担について、地域格差のないように充実させるべきである。
- 被害者や遺族のケアを行い、そのストレスを少しでも軽減させるため、警察署にソーシャルワーカーを配置してほしい。

といった御意見がありました。

引き続き、臨床心理士等の資格を有するカウンセラーの配置促進やカウンセリング費用の公費負担制度について、その適正な運用に努めてまいります。

性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援に関しては、

- マンパワーが絶対的に足りないと思う。

といった御意見がありました。

「DV被害者等自立生活援助事業」では、既に、性犯罪被害者等を含む犯罪被害者等に対する事業の実施に必要な職員の配置に係る経費を盛り込んでいるところです。

犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発に関しては、

- 性犯罪被害者の雇用が継続できるよう、休暇制度の充実やその周知を図るべきである。性犯罪被害では、職場に知られたくない場合も多く、特別休暇が利用しづらいこともあるかもしれないため、一般的な休暇制度の利用を促すことも必要である。

といった御意見がありました。

引き続き、リーフレット、ウェブサイト等により、経済団体、労働団体、事業主、被雇用者等に対し、あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図ることとしています。

## (2) 「第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」関係

犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の推進に関しては、

- 医師だけではなく、公認心理師、精神保健福祉士及び社会福祉士の大学・大学院等でのカリキュラムにおいても、犯罪被害者等に関する専門的知識・技術についての項目が取り入れられることが求められている。とりわけ、精神保健福祉士や社会福祉士の教育には、新カリキュラムの科目「刑事司法と福祉」において、加害者支援に加えて被害者支援についても組み込まれることになったものの、そのウエイトが極めて少ない。

といった御意見がありました。

既に、大学等での公認心理師等のカリキュラムにおいて、犯罪被害に関する内容が盛り込まれているところ、引き続き、その充実に努めることとしています。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下単に「ワンストップ支援センター」といいます。）の体制強化等に関しては、

- 規模の大きい都道府県では複数整備する必要がある。
- ワンストップ支援センターの医療費補助の中に、交通費の項目を追加してほしい。
- ワンストップ支援センターは大変良いと思う。

といった御意見がありました。

頂いた御意見は、ワンストップ支援センターに関する施策の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。

職員等に対する研修の充実等に関しては、

- 警察官だけでなく、幅広い職員に対して、トラウマに関する理解に基づき、トラウマに配慮した対応を行うことで再トラウマ化を防ぎ、周囲の負担軽減にもつながる「トラウマインフォームドケア」の視点を導入するための研修を行うことで、被害者に対する二次被害を防ぐべきである。
- 男性やセクシュアルマイノリティの被害者に対して理解不足による二次被害を加えないよう、幅広い関係者に対する研修を行うべきである。

といった御意見がありました。

頂いた御意見は、職員等に対する研修の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。

女性警察官の配置等に関しては、

- 女性警察官の増員を図り、被害者が希望すればどの地域であっても女性警察官から事情聴取を受けることができる体制を整えるべきである。といった御意見がありました。

引き続き、女性警察官の適正な配置に努めてまいります。

被害児童からの事情聴取における配慮に関しては、

- 特に性的虐待の被害児童は、一度の面談で全てを話すことが困難であり、独特な症状を示すこともある。性的虐待の疑いがある子供については、時間をかけて話を聞くことができる環境づくりや、被害児童の費用負担なく事情聴取を行うことができる仕組みが必要だと思ふ。

といった御意見がありました。

頂いた御意見は、被害児童からの事情聴取の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。

### (3) 「第3 刑事手続への関与拡充への取組」関係

「犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等」という具体的施策の項目名に関し、

- 第32回基本計画策定・推進専門委員等会議において議論されたとおり、「加害者処遇における被害者等への配慮の充実」などとした方が、犯罪被害者等基本計画の本来の趣旨に即したものになると思ふ。

といった御意見がありました。

頂いた御意見を踏まえ、基本計画では、当該施策の項目名を、「加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実」に変更することとしました。

犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実に関しては、

- 犯罪被害者等が裁判員裁判を傍聴する際、日程を早い時期に教示してほしい。

といった御意見がありました。

被害者等通知制度では、裁判員裁判の傍聴に関し、犯罪被害者等が希望する公判期日を通知することとしているところ、頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実に関しては、

- 被害者等の心情に沿った議論がなされていた、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」の報告書を踏まえて心情等伝達制度の運用の充実について検討することは、とても良いことだと思ふ。
- 心情等伝達制度を犯罪被害者等が利用したい場合の身元確認の手続や必要書類の簡素化について検討をお願いしたい。
- 心情等伝達制度や意見等聴取制度について、犯罪被害者等による申出が必要であることを知っている被害者等はほとんどいない。制度の周知徹底を望む。

といった御意見がありました。

頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

#### (4) 「第4 支援等のための体制整備への取組」関係

地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進に関しては、

- 条例の制定や計画・指針の策定に向けた検討時だけでなく、それらに基づく取組の実施状況の把握と検証・評価を行う場合においても、各都道府県警察からの情報提供が不可欠である。

といった御意見がありました。

頂いた御意見を踏まえ、基本計画では、「地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進」に関する実施主体について、警察庁及び都道府県警察の双方を含むことを明確化する観点から、「警察」に改めることとしました。また、「地方公共団体における条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力」を、施策内容に追加することとしました。

地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等に関しては、

- 被害者の居住地と被害地及び転居希望の都道府県が異なる場合等に制度の利用ができないということのないよう、調整・整備を行うべきである。

といった御意見がありました。

頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上に関しては、

- 犯罪被害者支援の先頭に立つべき公的機関の職員だけでも研修を義務化するなどして、犯罪被害者等が事件そのもので傷つけられた上、繰り返し二次被害を受け、退職に追い込まれるほど心身にダメージを受けることがないように、職員一人ひとりの理解を深められるような現実的な施策が必要である。

といった御意見がありました。

引き続き、犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上に努めてまいります。

警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実に関しては、

- パンフレット等でのお知らせだけでは、被害者が自治体の支援につながることは難しいので、警察からスムーズに自治体の支援につながる体制の構築を進めてほしい。
- 警察から性犯罪の被害者に対して、ワンストップ支援センターによる支援が行われていることを早い段階から情報提供するべきである。

○ 警察署において、被害者支援を行う団体や窓口について必ず説明するよう徹底してほしい。

といった御意見がありました。

引き続き、地方公共団体、ワンストップ支援センター、民間被害者支援団体その他の関係機関・団体等との連携の強化に努めてまいります。

被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進に関しては、

○ 警察の対応や捜査等について、被害者支援連絡協議会でケースワークをお願いしたい。

○ 実践的なシミュレーションは大変重要であるが、大規模事案未経験の地域においてもノウハウを習得できるようにするため、これまでの様々な事件を通じて各地域が経験した好事例や反省・教訓を的確に共有できるよう、マニュアル又はガイドラインの作成も検討していただきたい。

といった御意見がありました。

頂いた御意見を踏まえ、基本計画に基づき、被害者支援連絡協議会において、具体的事例を想定したシミュレーション訓練の実施を推進するとともに、引き続き、関係機関・団体等との連携の強化に努めてまいります。また、関係機関・団体等において活用可能なマニュアル等の作成等についても、必要な検討を進めてまいります。

警察における相談体制の充実等に関しては、

○ 犯罪被害者自身に病気や障害がある場合の警察署等における対応に関し、全国的なガイドラインが作成されることを望む。

といった御意見がありました。

犯罪被害者等の状況等に応じ、その心情等に配慮した対応を行うことができるよう、引き続き、警察における相談体制の充実に努めてまいります。

指定被害者支援要員制度の活用に関しては、

○ 指定被害者支援要員制度における支援には、ケアマネジメントの手法が有効であることから、指定被害者支援要員に対する研修において、精神保健福祉士等が有するソーシャルワークの知見を活用していただきたい。

といった御意見がありました。

頂いた御意見は、指定被害者支援要員に対する研修の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。

日本司法支援センターによる支援に関しては、

○ DV被害者に対する弁護士費用等の支援を充実させてほしい。

○ 刑事手続の際に、被害者を支援する弁護士の費用を日本弁護士連合会が援助している制度を周知させるべきである。

といった御意見がありました。

日本司法支援センターでは、既に、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する法的支援として、事前の資力審査を要しない法律相談を実施しているところです。また、制度の周知に関する御意見は、日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援業務に関する広報等の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。

被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進に関しては、

- 潜在化しやすい被害が起きやすい場及び被害者として、「知的障害者、高齢者、児童等の施設及びそれら施設の入所者」を基本計画に是非加えていただきたい。

といった御意見がありました。

被害が潜在化しやすい場は社会福祉施設に限られず、また、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等は同施設の入所者に限られないことから、基本計画は原案のとおりとさせていただきますが、引き続き、同施設における被害の防止及び早期発見のための取組等、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援を推進していくこととしています。

犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施に関する施策に関し、

- 「調査を実施する方向で検討する」という記述では十分ではない。「調査を実施する」としていただきたい。
- 性犯罪・性暴力被害者の被害実態や被害の影響について、被害者の負担に配慮した上で全国規模の詳細な実態調査を行い、施策に反映すべきである。
- 社会調査の基本にのっとった充実した定期的な国民の意識調査及び被害者に対する調査を盛り込んでいただくよう要望する。

といった御意見がありました。

頂いた御意見を踏まえ、基本計画では、当該施策の項目名について、「犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討」から「犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施」に変更することとし、当該施策の本文についても、「調査を実施する方向で検討する」との原案の記載を「調査を実施する」に変更することとしました。

また、性犯罪・性暴力被害者の被害実態等の調査に関する御意見及び国民の意識調査等に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。

コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等に関しては、

- 相談・支援体制について、経験のある民間被害者支援団体等を活用し、支援の質や継続性を確保するため、支援員の待遇改善や研修体制の整備を行うべきである。

といった御意見がありました。

民間被害者支援団体の支援員の待遇改善や研修体制の整備は重要であると考えており、頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

民間の団体に対する支援の充実に関しては、

- 民間の団体の中でも、とりわけ犯罪被害者等早期援助団体が果たしている役割の重要性に鑑み、同団体への財政援助の充実を図るため、警察庁において各都道府県警察を指導すべきである。

といった御意見がありました。

引き続き、都道府県警察において、民間被害者支援団体への財政援助の充実が図られるよう努めてまいります。

性犯罪・性暴力被害者等に対する中長期的な支援に関し、

- 性的虐待や性犯罪・性暴力被害者に対する中長期的な生活支援制度を整備すべきである。
- DV虐待被害者に対する生活面のケアについて、長期的な公的支援体制の整備を望む。

といった御意見がありました。

頂いた御意見は、性犯罪・性暴力被害者等に対する中長期的な支援の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。

#### (5) 「第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」関係

犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施に関しては、

- 犯罪被害者等に接するあらゆる人に対して、トラウマに関する理解に基づき、トラウマに配慮した対応を行うことで再トラウマ化を防ぎ、周囲の負担軽減にもつながる「トラウマインフォームドケア」の視点を導入するような啓発を行うべきである。

といった御意見がありました。

頂いた御意見は、犯罪被害者等施策に関する啓発事業の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。